

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

令和5年9月
二宮町

＝ 目 次 ＝

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

- 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - 1 農業の概要
 - 2 農業施策展開のための基本方向
 - 3 農業構造確立の目標
 - 4 具体的方策
 - 5 関係機関との連携による推進

- 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営を営む者の指標・・・・・・・・・・ 8

- 第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標
・・・・・・・・ 11
 - 1 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標
 - 2 営農類型の指標
 - 3 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
 - 4 農業を担う者の確保及び育成の考え

- 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
 - 2 農用地の利用関係の改善に関する事項

- 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - 1 利用権設定等促進事業に関する事項
 - 2 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項
 - 3 地域計画に関する事項
 - 4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
 - 5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農

作業の実施の促進に関する事項

- 6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項
- 7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

第6 その他・・ 30

(参考)

- 別紙1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・第5の1の(1)⑥関係
- 別紙2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・第5の1の(2)関係
- 参考様式1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・第5の1の(1)④関係
- 参考様式2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・第5の1の(1)④関係

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 二宮町の農業の基本的方向

本町は、神奈川県西南部に位置し、温暖な気候と海や山などの変化に富んだ自然環境に恵まれた都市近郊型農業としての優位性を生かし、柑橘類を中心に露地野菜、落葉果樹、椎茸、花き、畜産などの農業が営まれている。

しかしながら、近年では、宅地化の進行、消費者ニーズの変化、市場のグローバル化など農業を取り巻く環境が大きく変化する一方、農業者の高齢化、担い手不足、気候変動による気象災害の頻発化など生産面の課題も深刻化している。

このような状況に対応するため様々な農業経営体が、それぞれの経営能力を十分発揮しながら、多様な都市農業を展開することが必要とされてきている。

国においては、近年、都市農業が持つ役割が再評価され、平成 27 年 4 月に都市農業振興基本法が制定され、平成 28 年 5 月には基本計画が策定された。また、令和 2 年 3 月に新たな「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定され、令和 3 年 5 月に食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を実現する「みどりの食料システム戦略」を策定した。さらに、平成 30 年 11 月の農業経営基盤強化促進法（以下、「法」という。）改正では所有者不明農地の利用促進を強化、令和 2 年 4 月の法改正では農地利用集積円滑化事業を農地中間管理事業に統合一体化するとともに、担い手の活動範囲に応じて国又は県が認定農業者を認定する広域認定制度を創設、令和 5 年 4 月の法改正では人・農地プラン（以下、人・農地プランの後継制度となる「地域計画」という。）の法定化や農地中間管理機構を中心とした農地の集積・集約化が盛り込まれた。

さらに、県においては、平成 18 年 4 月に「神奈川県都市農業推進条例」を施行、令和元年 12 月に改正し、まとまりのある優良な農地や市街地及びその周辺にある農地を保全する県の姿勢を明確に示した。また、同条例に位置付ける指針であるとともに都市農業振興基本法に基づく地方計画として、「かながわ農業活性化指針」を令和 5 年 3 月に改定し、基本目標を「農業の活性化による地産地消の推進」とし、その目標達成のために「生産」、「消費」及び「環境」の 3 つの施策の方向を定め、都市農業の持続的な発展を図っている。

これらを踏まえ、町は農地の流動化を促し担い手への農地の集約化を促進する他、生産性の高い農業の確立、環境への負担の少ない持続性の高い農業の推進等により本町農業の発展をめざす。このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本とし、農業振興地域整備計画や関係法令等に即し、引き続き秩序ある土地利用に努めるものとする。

2 二宮町の農業構造の現状と見通し

本町の農業構造は、総農家数に占める兼業農家の割合が極めて高い状況にあり、一層の兼業の深化によって土地利用型農業を中心とする農業の後継者不足が深刻化している。

こうした中、担い手への農地の集約化については、農業者の高齢化や離農する経営体の増加による農地の荒廃化や農地所有者の資産保有傾向が強いことなどから、遅々として進展をみないのが現状である。

また、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されたい農地で一部荒廃化したものが増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手への農地の利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3 農業構造確立の目標

本町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいがあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を営む者を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する下記の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

年間農業所得	650～750万円（1個別経営体当たり） ※主たる従事者1人当たり約550万円、補助労働者1～2名を想定
年間労働時間	1,800～2,000時間（主たる従事者1人当たり）

4 具体的方策

本町は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業及びその他の措置を総合的に実施する。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者の育成

本町は、隣接する平塚市、大磯町とともに、湘南農業協同組合、二宮町農業委員会、神奈川県農業技術センター等が十分な相互の連携の下で効率的な指導を行うため、関係組織・団体が設定した地域ごとに基づき、地域の農業を持続可能にするため、包括的な意見集約により方向性を明確にする。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農業者に対して、上記の地域ごとの方向性を基に営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体となって自らの地域の農業の将来性について検討を行うことにより、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の経営における連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権及び農地中間管理権の設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、このような土地利用調整を全町的に展開し、集団化・連担化した条件で担い手農業者に農用地が利用集積されるよう農地中間管理事業を中心に推進体制を構築し、利用集積に努める。

土地利用型農業が主である地域で、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の育成及びこれらの経営を営む者への農用地の利用集積が遅れている地域の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体等の地域の中心となる組織の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、地域を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組みよう指導、助言を行う。

(2) 地域の实情に即した多様な担い手の位置づけ

農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、湘南農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって農地中間管理事業の推進を行い、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営を営む者と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農業者、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他定年帰農者等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、二宮町農業委員会の行う利用権や中間管理事業の支援により農用地利用を認定農業者への集積を図る。また、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本町が主体となって、関係機関、関係団体と協力し制度の積極的活用を図るものとする。

これらの取り組みについては、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「地域計画」と整合が取られるよう推進する。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした基盤整備事業等の実施に当たっては、認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

5 関係機関との連携による推進

本町は湘南地域担い手育成総合支援協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入、生産方式や経営管理の農地中間管理機構等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農業協同組合支店単位の研修会の開催等を神奈川県農業技術センター等の協力を受けつつ行う。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営を営む者の指標

- 1 第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営を営む者の指標として、現に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと、次のとおりである。

[個別経営体]

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	農業従事の態様等
カンキツ＋ハ ウスミカン＋ オリーブ	<作付面積等> 早生ミカン 0.2ha 普通ミカン 0.4ha 優良中晩柑 0.1ha ハウスミカン 0.2ha オリーブ 0.1ha <経営面積> 樹園地 1.0ha	<資本装備> ビニールハウス 2,000㎡ 暖房機 貯水槽 貯蔵庫 作業舎 選果機 モノレール 動力噴霧機 トラック	<ul style="list-style-type: none"> ・収穫・出荷に手間と時間を要するため、パートによる労力の削減を図る ・機械化による労働時間の短縮を図る
落葉果樹＋露 地野菜＋花き	<作付面積等> 柿 0.1ha ウメ 0.1ha キウイフルーツ 0.1ha ダイコン 0.1ha タマネギ 0.2ha エダマメ 0.1ha ブロッコリー 0.1ha ジャガイモ 0.1ha ネギ 0.1ha サツマイモ 0.1ha サトイモ 0.1ha 露地花 0.1ha <経営面積>	<資本装備> 作業舎・倉庫 30㎡ 防除機具 トラクター 動力噴霧機 トラック	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化による労働時間の短縮を図る

	樹園地 0.3ha 畑 0.5ha		
露地野菜	<作付面積等> タマネギ 0.5ha サトイモ 0.4ha ダイコン 0.3ha ネギ 0.3ha ジャガイモ 0.3ha ナス 0.3ha ブロッコリー 0.2ha ハクサイ 0.2ha サツマイモ 0.2ha ホウレンソウ 0.2ha キャベツ 0.1ha ニンジン 0.1ha エダマメ 0.1ha ラッカセイ 0.1ha <経営面積> 畑 2.0ha	<資本装備> 作業舎・倉庫 30 m ² 防除機具 トラクター 動力噴霧機 トラック	・機械化による労働時間の短縮を図る
オリーブ	<作付面積等> オリーブ 1.2ha <経営面積> オリーブ 1.2ha	<資本装備> 貯水槽 作業舎 動力噴霧機 トラック	・収穫・出荷に手間と時間を要するため、パートによる労力の削減を図る ・機械化による労働時間の短縮を図る

椎 茸	<作付面積等> 年 植 菌 本 数 8,000 本 植菌用ほだ木本数 22,000 本	<資本装備> 発生舎 200 m ² 暖房機 1 台 保冷库 1 台 クローラー 1 台 軽トラック 1 台 ほだ木伏場 1,000 m ²	・機械化による労働時間の短縮を図る
酪 農	<飼養頭数> 経産牛 30 頭 育成牛 15 頭 <経営面積> 飼料畑 0.3ha 施設用地 0.4ha	<資本装備> 成牛舎 330 m ² 育成舎 75 m ² 堆肥舎 75 m ² サイロ 浄化槽 バーンクリーナー パイプラインミルクカー バルククーラー トラクター ロータリーハロー プランター スプレイヤー ダンプトラック	・軽作業についてのパートの雇用従事者の確保を図る ・機械化による労働時間の短縮を図る ・酪農ヘルパー制度の活用

2 経営管理の方法等

1 に示す営農類型の目標を実現するため、経営管理の方法等の内容は、おおむね次のとおりとする。

〈経営管理の方法〉

- ・複式簿記記帳による経営と家計の分離及び経営分析の実施
- ・青色申告の実施
- ・生産情報の記帳によるGAP（農業生産工程管理手法）の取組
- ・パソコンによる雇用管理（給与計算等）や顧客管理の効率化
- ・共同直売所や量販店の地場産コーナー等の地産地消販売ルートの確保充実
- ・気象情報や市況情報などの利用
- ・専門家による助言

〈農業従事の態様等〉

- ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
- ・女性農業者の経営発展、経営参画の促進
- ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善
- ・農作業事故防止対策の徹底
- ・農繁期等の労力不足時における軽作業を中心とした臨時雇用者の確保による過重労働の防止
- ・従事者全員及び雇用者の社会保険への加入による福祉の向上
- ・ヘルパーの活用による休日制の導入

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

1 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

本町における新規就農者は、近年、年間1人程度で推移しているが、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

経営部門別では、露地野菜を中心とした就農者が多くなっている。

こうした中、国が掲げる新規就農し、定着する40歳未満の農業者を年間1万人から2万人に倍増すると国が掲げていることに対し、神奈川県は令和14年度に新規参入者を135人/年、雇用就農の受け皿となる年間販売額3,000万円以上の耕種経営体数を170経営体に増やすことを目標としている。なお、青年等就農計画の認定制度にあっては、18歳以上45歳未満の者だけでなく、45歳以上65歳未満の中高齢者についても、他産業従事経験等を生かし意欲的な者については、支援の対象とする。

本町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来の農業経営の発展の目標を見据え、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとして年間1人の当該青年等の確保を目標とする。

また、他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間労働時間・日数（主たる従事者1人当たり1,200時間（150日）以上）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（第1の3の農業構造確立のための目標に示す目標の45%以上の農業所得、すなわち主たる従事者1人当たりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

年間農業所得	250万円（主たる従事者1人当たり）
年間労働時間・日数	1200時間（150日）以上（主たる従事者1人当たり）

2 営農類型の指標

本町において新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、新規就農の状況を踏まえた営農類型を示すと次のとおりである。

(個別経営体)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜	経営面積 50a (畑 50a) 〈作付面積〉 ホウレンソウ 20a タマねぎ 5a サツマイモ 5a エダマメ 5a ダイコン 10a ナス 5a 他多品目	直売等を主体とした少量多品目の周年栽培 〈資本装備〉 ・トラクター 1台 ・パイプハウス 100㎡ ・軽トラック 1台 ・動力噴霧機 ・小型管理機 他	第2に準じる	第2に準じる
露地野菜及び果樹	経営面積 70a (樹園地 40a) (畑 30a) 〈作付面積〉 温州ミカン 20a キウイフルーツ 10a ブルーベリー 5a オリーブ 5a ホウレンソウ 10a キャベツ 10a ダイコン 10a キュウリ 5a ナス 5a ジャガイモ 5a 他多品目	観光農園を主体とした果樹と野菜の複合経営 〈資本装備〉 ・トラクター 1台 ・軽トラック 1台 ・動力噴霧機 ・小型管理機 他	第2に準じる	第2に準じる

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第6の1に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

① 受入環境の整備

本町において農業就農者育成・確保施設は存在せず、研修受け入れ可能な認定農業者、かながわ農業アカデミー及びかながわホームファーマー事業を紹介することで、新規就農者への対応を行っていく。

② 中長期的な取組

かながわ農業アカデミー、神奈川県農業技術センター、湘南農業協同組合などと連携しながら、就農希望者に対し、町内での就農に向けた農地や研修等の情報

の提供を行う。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

本町が主体となり認定農業者への誘導活動をはじめ、経営管理面については、かながわ農業アカデミー及び神奈川県農業技術センターで実施する各種講習会等への参加をあっせんする。また、農地の確保については、二宮町農業委員会、湘南農業協同組合及び湘南地域担い手育成支援協議会が一体となり利用権などの設定及び取得について支援を行うこととする。

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、給付金や資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

本町は、就農に向けた情報提供及び就農相談、技術や経営ノウハウについての習得は、かながわ農業アカデミー、就農後の営農指導等フォローアップについては神奈川県農業技術センター、湘南農業協同組合等、農地の確保については二宮町農業委員会、農地中間管理機構など各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、新規就農者が安心して農業に取り組めるよう、次に掲げる関係機関・団体との連携に努めるものとする。

① かながわ農業アカデミー

新規就農希望者に対して、農業に関する知識、経営状況に応じた基礎から専門に至る研修教育を行う。また、新規就農希望者を対象とした就農相談から就農までの総合的な支援を行うとともに、全国新規就農相談センター等と連携し、新規就農希望者が必要とする情報の収集と提供を行う他、新たに農業経営の開始を希望する企業等（以下「新規参入希望法人」という）を対象とした参入相談から参入までの総合的な支援を行う。

内 容

- (ア) 経営管理・先端技術・情報処理などを習得するための研修教育
- (イ) 新規就農希望者を対象とした農業基礎技術を習得するための研修教育
- (ウ) 基本的な生産技術から経営管理・先端技術・情報処理などを習得するための短期的な研修教育
- (エ) 新規就農希望者に対する就農相談、研修の紹介、総合的な農業経営の実践力向上のための農業研修、農用地の確保のための支援、就農計画の作成支援。
- (オ) 新規就農の啓発、職業紹介（農業）等の就農支援活動

- (カ) 全国新規就農相談センター等と連携した就農促進のための活動
- (キ) 新規就農者育成総合対策（就農準備資金）の交付に係る支援
- (ク) 新規参入希望法人を対象とした参入相談、農用地確保のための支援、営農計画の作成支援

- ② 神奈川県農業技術センター（普及指導部、地区事務所）及び畜産技術センター
新規就農者、農業経営改善に意欲のある農業者及び新たに農業経営を開始した企業（以下「新規参入法人」という）に対して、農業に関する智識、技術・経営に係わる普及指導及び支援を行う。

内 容

- (ア) かながわ農業アカデミーが行う就農支援に対する情報提供及び就農計画策定時の技術・経営面や地域農業の実情に即した助言・指導（新規参入希望法人含む）
- (イ) かながわ農業アカデミーが行う就農支援に対する情報提供、及び就農計画策定時に係る技術・経営面や地域農業の実情に即した助言・指導
- (ウ) 新規就農者を対象に農業技術習得を目的とした指導
- (エ) 新規就農者及び農業経営改善に意欲のある農業者の育成、確保のための指導、相談
- (オ) 生産現場における技術・経営等に関する指導及び相談
- (カ) 情報システム等を活用した、農業者ニーズに応じた情報の提供

- ③ 神奈川県農業技術センター（企画経営部、生産技術部、生産環境部、地区事務所研究課）

先進的な農業者に対して、最新の研究情報を提供するとともに、先端技術の学習やオープンラボラトリーの提供などを行う。

内 容

- (ア) オープンラボラトリーの提供
- (イ) 最新技術等の研究成果など各種情報の提供
- (ウ) 技術研修（短期研修）実施要領に基づく研修生の受入れや講師の派遣

- ④ 湘南地域県政総合センター

市町村が策定する「地域計画」に、新規就農者等の新たな担い手が、地域の中心的な経営体として位置付けられるよう促すとともに、新規就農者育成総合対策（経営開始資金及び経営発展支援事業）の適切な交付を支援する。

- ⑤ 公益社団法人神奈川県農業会議

農地中間管理機構として、認定新規就農者等への農用地等の賃借を促進する。
また、農業委員会ネットワーク機構として、農業委員会と農地情報の一元化を

図るとともに、かながわ農業アカデミーと連携協力して認定新規就農者等に対し、農用地等に関する情報の提供を行う。なお、農業委員会の区域を越えた農用地等の利用調整が必要な場合には、関係農業委員会に対し、必要な情報の収集と提供を行う。

⑥ 二宮町農業委員会

認定新規就農者等が認定計画に基づいた就農を円滑にできるよう、農用地等に関する情報提供、相談、農用地のあっせんを行う。

⑦ 湘南農業協同組合

農業制度資金の貸付窓口として、新規就農希望者及び新規就農者（新規参入希望法人及び新規参入法人を含む）等に対し、的確な資金確保に対する支援を行うとともに、販路の確保支援や生産組織等への加入促進等により、新規就農者の経営安定に努める。

⑧ その他の関係機関・団体

新規就農希望者及び新規就農者（新規参入希望法人及び新規参入法人を含む）等に対する技術、農用地、資金、研修先等の情報提供及び相談を円滑に行うため、就農関係情報の共有に努める。

(4) 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組

① 青年等就農計画制度の普及

本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営を営む者へと経営発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及に努める。

② 認定新規就農者への指導及び認定農業者制度への誘導

認定新規就農者の経営の確立に資するため、町は認定新規就農者の青年等就農計画の達成状況や経営課題等の状況について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱の参考様式を活用し、面談するなどの方法により把握する。その上で、必要な場合には、二宮町農業委員会・神奈川県農業技術センター・湘南農業協同組合等の関係機関・団体と連携して指導・助言等を実施し、その指導結果等を整理して、認定新規就農者から認定農業者への円滑な移行を計画的に誘導する。

4 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた

者に対する各種支援制度を活用するとともに、県の支援体制や農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対する農用地の利用の集積に関する目標
その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及び第3で示したような新たに農業経営を営もうとする青年等に対する農用地の利用に関する目標等を、将来の地域における農用地の利用に占める面積シェア及び農用地の面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者等が地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者等が地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標	備 考
30 %	

○ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者等が地域における農用地の利用に占める面的集積の目標

農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農用地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営を営む者等が地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標」とは、効率的かつ安定的な個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用面積（所有権に基づくもの、利用権又は農地中間管理権に基づくもの、農作業受託によるものの合計）のシェアの概ね10年後の目標である。

2 農作業受託とは、「水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業」を3作業以上実施

しているものとする。

- 3 シェアの目標の算出基準となる面積は、二宮町農業振興地域内における農用地面積である。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本町においては、露地みかん及び露地野菜を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等（担い手）への農地の利用集積を進めているところであるが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため、農地中間管理事業の積極的な活用を図っていく。

(3) 関係団体等との連携体制

本町では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、庁内関係各課、二宮町農業委員会、湘南農業協同組合、農地中間管理機構等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本町は、神奈川県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を営む者を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域特性即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事業
- ③ 地域計画に関する事業
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業

- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 農業振興地域内における生産基盤条件の形成を生かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施し担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 農用地利用改善事業を推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。

このことによって、地域内の荒廃農地の解消に努める。更に、本町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が各種制度に取り組めるよう適切な指導、助言を行う。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて。）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者（農地法第2条第3項第2号ホに規定する常時従事者をいう。）たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図

るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農業委員会が作成する農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、法第7条第1号又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条に掲げる事業を実施する農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が旧法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 二宮町長との遵守すべき事項を定めることにより、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められ

ること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 本町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

- ② 本町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進めるものとする。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施にあたり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可でき得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 本町は、下記（5）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

- ② 本町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利

用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合においては、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定めるものとする。

（5）要請及び申出

- ① 二宮町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる湘南農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 本町の全部又は一部をその事業実施区域とする農地中間管理機構は、その事業実施区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、（4）の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

（6）農用地利用集積計画の作成

- ① 本町は、（5）の①の規定による二宮町農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本町は、（5）の②から④の規定による農地中間管理機構、農用地利用改善団体、湘南農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③ 本町は、①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったとき、農用地利用集積計画を定めることができる。

④ 本町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（７）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、（１）の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積（（１）の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）

③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が（１）の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。）第60条の2で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

(オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地については所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得るものとする。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

本町は、二宮町農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を本町の掲示板への掲示により公告するものとする。

(10) 公告の効果

本町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

本町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努めるものとする。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 本町の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 本町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、二宮町農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を公告するものとする。

④ 本町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

(14) 経過措置

地域計画の策定された地域及び、令和7年3月31日以降に権利移動を伴うものについては、農地中間管理事業への移行を積極的に案内する。

なお、本構想が策定された後に農地中間管理事業を希望する場合には、利用権及び中間管理権の設定を妨げない。

利用権設定等促進事業によって権利移動が交わされていたものについては、その期間が終了するまで効力を有する。

2 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- (1) 本町は、特例事業を行う農地中間管理機構と連携して、特例事業の活用を図る。
- (2) 本町、二宮町農業委員会、湘南農業協同組合は、農地流動化の施策と連携を図るため、同機構に対し、情報提供、事業の協力を行う。

3 地域計画に関する事項

(1) 協議の場の設置の方法

地域計画の策定における協議の場の設定においては、地域の農業を担う者等の農業者と関係機関と組織し、開催に当たっては公に掲載し、開催の日時等を周知する。ただし、人・農地プランの実質化が行われている区域においては、人・農地プランの協議の場の結果をもって地域計画の協議の場とすることができる。

(2) 地域計画の区域の基準

地域計画の区域については、既存の実質化された人・農地プランなどの状況を勘案して区域を設定する。

(3) 地域計画の策定の進め方及び地域計画に基づく農用地の利用権設定等の進め方

町は、地域計画の策定に当たって、関係機関と連携しながら、地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行う事とし、地域計画に基づいて農地中間管理権等の設定が行われているか管理を行う。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進するものとする。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められ

る区域（1～数集落）とするものとする。

（3）農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（2）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

（4）農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ 作付け地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

（5）農用地利用規程の認定

① （2）に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、参考様式第6-1号の認定申請書を本町に提出して、農用地利用規程について本町の認定を受けることができる。

② 本町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をするものとする。

- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ウ （4）の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本町の掲示板への掲示により公告するものとする。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を営む者を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 本町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 本町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努めるものとする。

② 本町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、神奈川県農業技術センター、二宮町農業委員会、湘南農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、湘南地域担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 湘南農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性について

ての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

湘南農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用体制を整備する。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本町は、1 から 6 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本町は、農業基盤整備、生活環境整備、その他関連事業の積極的な推進に努めるものとする。

イ 本町は、農業基盤整備事業、農業近代化施設整備事業その他の助成事業については、農業経営基盤強化促進事業の実施を助長することを旨として実施するものとする。

ウ 本町は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。

また転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

エ 本町は、農業生産基盤の整備を推進し農業の担い手確保に努める。

オ 本町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本町は、二宮町農業委員会、神奈川県農業技術センター等、湘南農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討する。

検討結果に基づき、認定農業者や認定新規就農者といった地域の農業を担う者たちが、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成を継続的に行い、関係機関・団体が一体となり、合意の下に継続的な営農活動を行えるように、地域の実情に即した計画の作成・運用を推進し農地中間管理事業の推進を行い、農用地の効率的な推進を行う。

② 農業委員会等の協力

二宮町農業委員会、湘南農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、湘南地域担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、令和5年〇月〇日から施行する。

別紙1 (第5の1の(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定されている地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2 (第5の1(2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための
 利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定
 又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は5年(農業者年金制度関連の場合も同様とする、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて5年とすることが相当でないと認められる場合には5年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から2までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のものによって定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成13年3月1日付12経営第1153号農林水産事務次官通知)第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が調わないときは、当事者双方の申出に基づき本町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

Ⅱ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>2 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の2と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取り扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。</p>

二宮町長 様

(提出日) 年 月 日
(提出者)

二宮町が、 年 月 日に農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条により公告する農用地利用集積計画の定めるところにより農用地等について賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けて行う耕作又は養畜の事業を実施するに当たっては、下記のことを確約します。

記

- 1 借受け農用地等の存在する地域の農業の維持発展に関する話し合い活動への参加を求められた場合は、特段の事情のない限り、その活動に参加します。
- 2 借受け農用地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取りきめを遵守します。
- 3 借受け農用地等の存在する地域の鳥獣害対策に協力します。
- 4 その他
○○○○○○・・・・

※ なお、この書面に記載されている事項のほか、農用地利用集積計画の記載事項に従うこと。

(参考様式2) (第5の1(1)④関係)

(協定例)

二宮町(以下「甲」という。)〇〇〇〔農地等の貸付主体の名称〕(以下「乙」という。)及び△△△〔農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第2項第6号に規定する者〕(以下「丙」という。)は、農地又は採草放牧地(以下「農地等」という。)について丙が乙から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けて行う耕作又は養畜の事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、次のとおり協定を締結する。

【農地等の所在・面積を協定事項にしない場合】

(丙が行う耕作又は養畜の事業の内容及び実施区域)

第1条 丙は、乙から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受け、当該賃借権又は使用貸借による権利が設定されている農地等(以下「貸付農地等」という。)において、〇〇、△△及び××〔農作物の具体名等〕の生産〔又は栽培〕を行うものとする。

2 丙は、本協定に定めるところによるほか、別途乙との間で締結する賃貸借契約又は使用貸借契約の定めるところにより、貸付農地等の全てについて前項に規定する内容の事業に供するものとする。

【農地等の所在・面積を協定事項にする場合】

(耕作又は養畜の事業の内容並びに農地等の所在及び面積)

第1条 丙は、次表の左欄に掲げる内容の耕作又は養畜の事業について、それぞれ、乙から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている又は受けることとなる同表の右欄に掲げる農地等において行うものとする。

(記載例)

耕作又は養畜の事業の内容	左の事業を行う農地等の所在及び面積
畑作・飼料作・麦作・稲作	大字〇〇内の概ね〇〇haの農地等
果樹	大字〇〇内の概ね〇〇haの農地等
採草・放牧	大字〇〇内の概ね〇〇haの農地等

2 丙は、本協定に定めるところによるほか、別途乙との間で締結する賃貸借契約又は使用貸借契約の定めるところにより、乙から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている農地等(以下「貸付農地等」という。)の全てについて前項に規定する内

容の事業に供するものとする。

(地域の農業における丙の役割分担)

第2条 丙は、当該地域の農業の維持発展に関する話し合い活動への参加を求められた場合は、特段の事情のない限り、その活動に参加するものとする。

2 丙は、貸付農地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取り決めに遵守するものとする。

【丙が法人の場合】

3 丙は、前2項の役割を担うため、法人の業務を執行する役員のうち1名以上の者が、丙の行う耕作又は養畜の事業に常時従事するものとする。

(協定の実施の状況等についての報告に関する事項)

第3条 丙は、甲に対して、耕作又は養畜の事業に供した貸付農地等で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、貸付農地等の利用状況（【丙が法人の場合】及び第2条第3項の常時従事役員の氏名及び常時従事の状況）について、甲が別途指定する様式に従い、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に報告するものとする。

2 丙は、第1条、第2条各項及び第3条第1項のすべて又はいずれかの定めに抵触する又は抵触するおそれが生じることとなった場合は、速やかに甲にその旨連絡するものとする。

3 丙から2の連絡を受けた甲は、乙の協力を得て丙の実行できない事情を調査し、乙と協議の上、その事情に応じた対応策を一定期間内に講じることを丙に指示するものとする。

(実地調査等)

第4条 甲は乙の協力を得て、丙が貸付農地等の利用状況を確認するため、必要に応じ実地の調査その他二宮町農業委員会からの聞き取り等による調査を行うものとする。

2 甲は前項の調査により丙が第1条、第2条及び第3条（第3項を除く。）の定めに違反していると認めた場合は、第3条第3項に準じて丙に対応策を指示するものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第5条 丙が第3条第3項及び第4条第2項の定めによる甲の指示に従わず、貸付農地等の全部又は一部について適正に耕作又は養畜の事業の用に供していない、又は丙が破産手続開始の決定を受け（【丙が法人の場合】）て解散する場合など、貸付農地等

について、耕作又は養畜の事業の用に供することができなくなることが明らかであると認められた場合は、その全部又は一部についての賃貸借又は使用貸借を解除するものとする。

2 乙は、前項により賃貸借又は使用貸借を解除するときは、甲と協議するものとする。

3 乙は、第1項の解除に当たっては、丙に解除の理由及び解除の日（引渡しの日）等を明らかにした書面で通知するとともに、その写しを甲及び二宮町農業委員会に送付するものとする。

（原状回復）

第6条 丙は、前条の定めによる賃貸借又は使用貸借に係る契約が解除された場合は、自己の負担で、直ちにこれらの土地を原状に回復して、乙に返還しなければならない。

（損害賠償）

第7条 第6条の定めによる原状回復がなされない場合は、原状回復に係る費用を丙に請求するものとする。

（貸借期間中の中途の契約終了における違約金の支払い）

第8条 貸借期間中に賃貸借又は使用貸借を解除する場合の違約金の支払いについては、第5条第1項に定める場合を除き、甲、乙及び丙協議の上定めるものとする。

（管轄裁判所）

第9条 この協定から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、乙の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

（疑義が生じた場合の決定等）

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙協議の上定めるものとする。

甲、乙及び丙は、本協定の締結の証として本書を3通作成し、それぞれ記名押印の上それぞれその1通を保有する。

年 月 日

甲 名 称
代表者名
所 在 地

乙 名 称
代表者名
所 在 地

丙 名 称
代表者名
所 在 地